

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

民間企業の法定雇用率 (対象の範囲)	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
	2.3% (43.5人以上)	2.5%(40.0人以上)	2.7%(37.5人以上)

Point

②

除外率の引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。

除外率設定業種	現行	変更後
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く）/ 船舶製造・修理業 / 船用機関製造業 / 倉庫業 / 航空運輸業 / 国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	5%	
採石業 / 砂・砂利・玉石採取業 / 水運業 / 窯業原料鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） / その他の鉱業	10%	
非鉄金属第一次製錬・精製業 / 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	15%	5%
建設業 / 鉄鋼業 / 道路貨物運送業 / 郵便業（信書便事業を含む。）	20%	10%
港湾運送業 / 警備業	25%	15%
鉄道業 / 医療業 / 介護老人保健施設 / 介護医療院 / 高等教育機関	30%	20%
林業（狩猟業を除く。）	35%	25%
金属鉱業 / 児童福祉事業	40%	30%
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	45%	35%
石炭・亜炭鉱業	50%	40%
道路旅客運送業 / 小学校	55%	45%
幼稚園 / 幼保連携型認定こども園	60%	50%
船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

- 精神障害者の算定特例が延長されます。
- 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定ができるようになります。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満	10時間以上20時間未満 (令和6年4月以降)
身体障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5→1 (令和5年4月以降)	0.5